

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の 見直しに向けた導入・方向性等について

導入（公共施設の利用状況等）

1. 多摩市における公共施設の利用者数

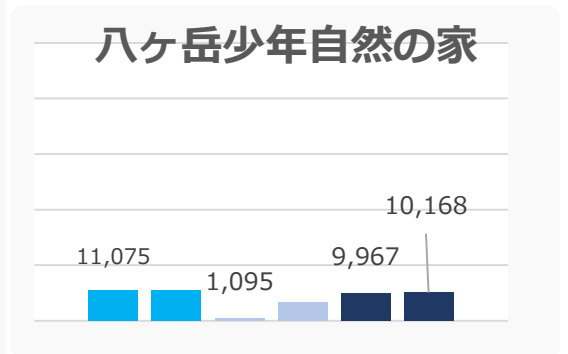
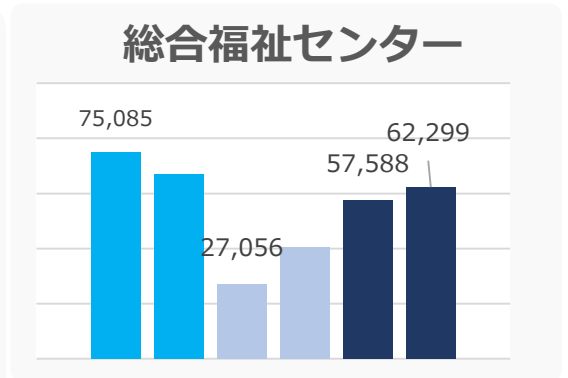
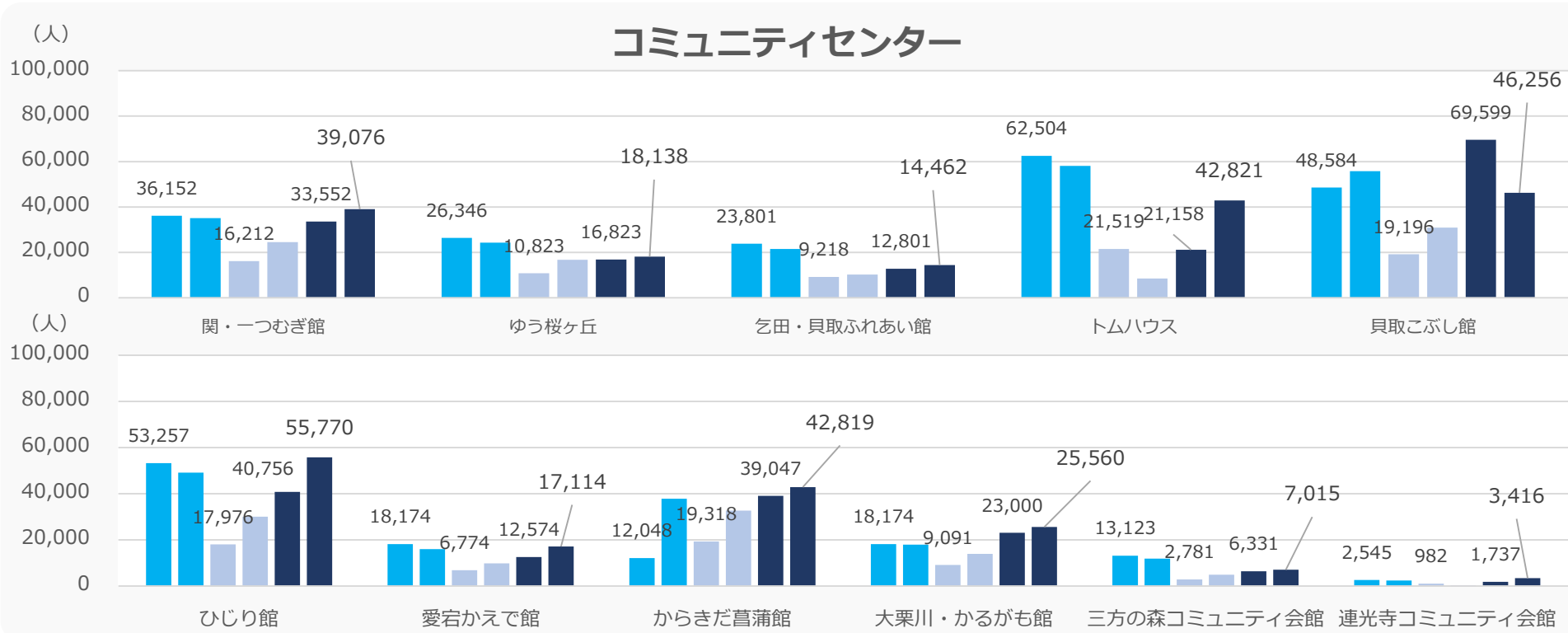
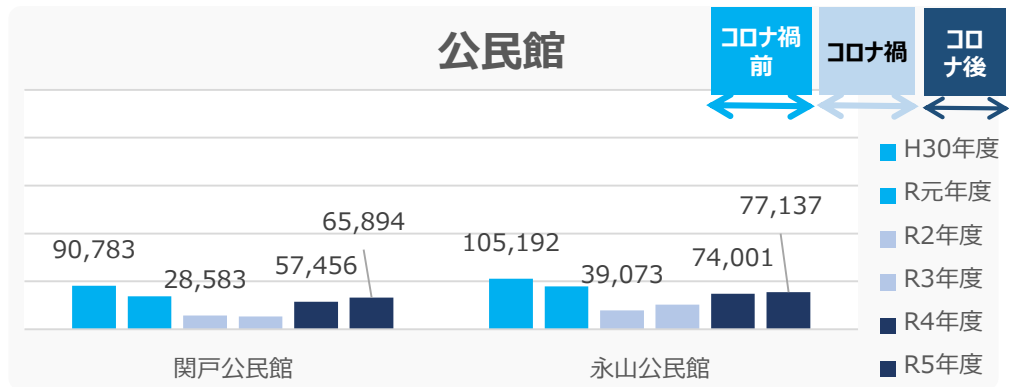
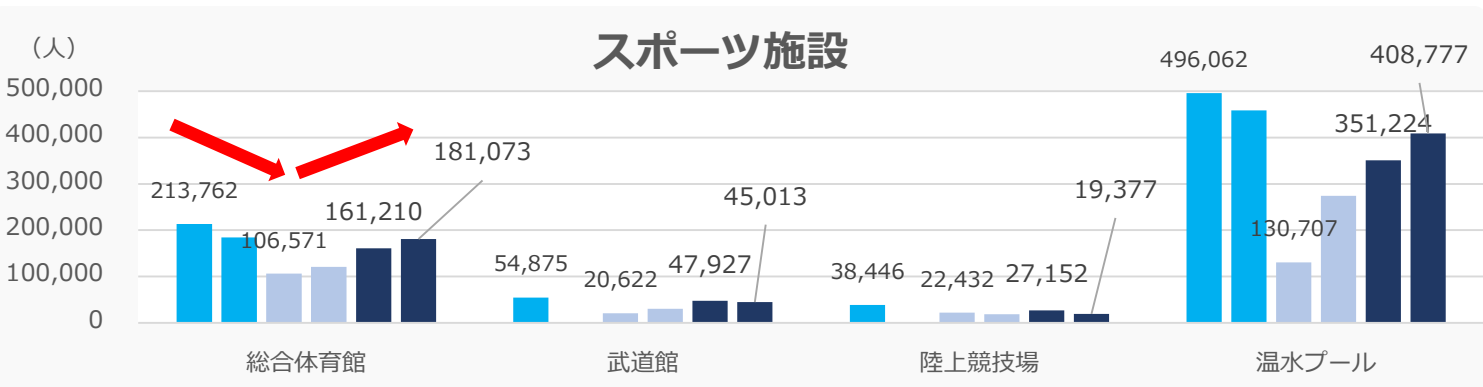
令和4年度 利用者数順使用料関係施設



考察等

- ・温水プール(35万人)、パルテノン多摩(25万人)など、市外利用者が多いと想定される施設は、全体の利用者数も他の施設と比較して多い。
- ・上記2施設のほか、総合体育館(16万人)、市民活動・交流センター(12万人)を加えた4施設が、利用者数10万人を超えている。

2. 利用者数の推移

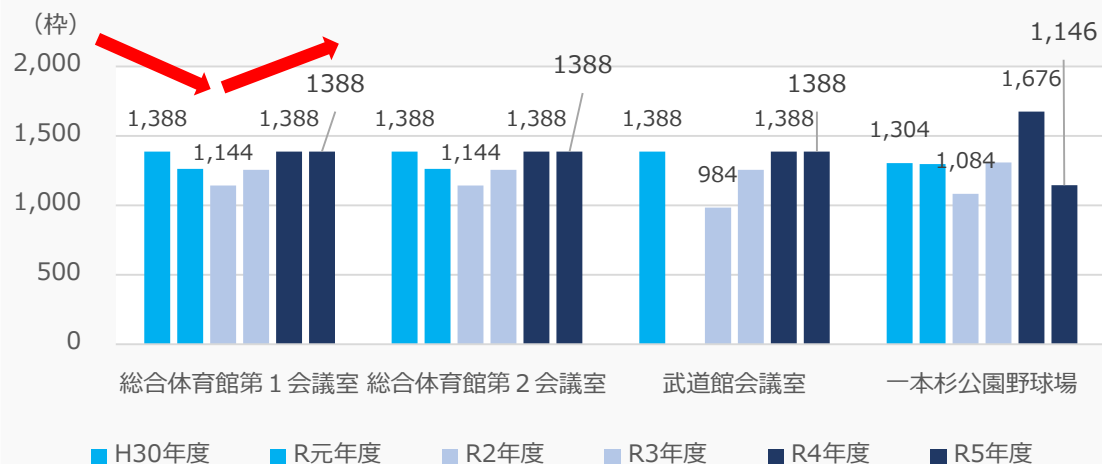
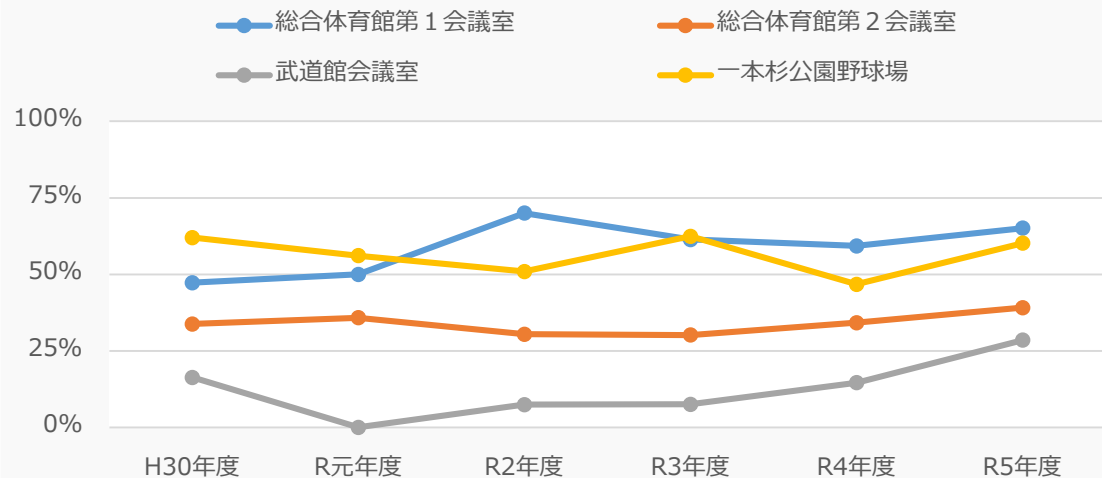


考察等

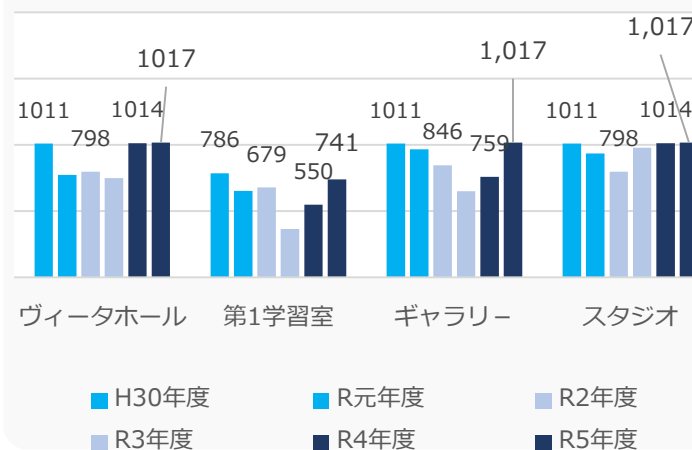
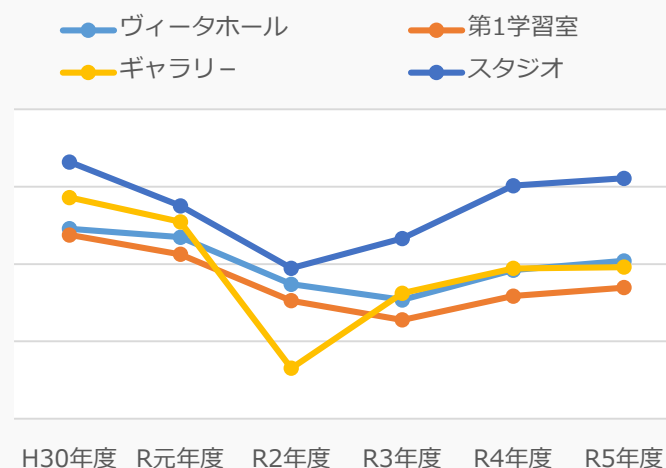
主要な施設の過去6年間の利用者数の推移をみるとコロナ禍に半減するまでに落ち込んだものの令和4・5年度にかけて徐々にコロナ禍前に戻ってきている。

3. 稼働率等（上段：稼働率、下段：稼働可能枠数 1/2）

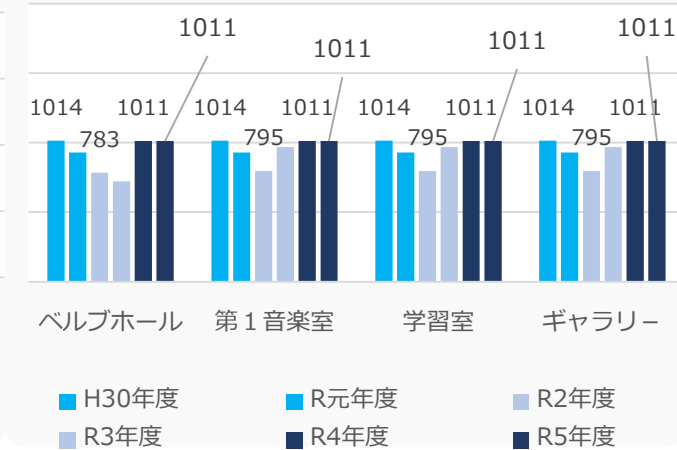
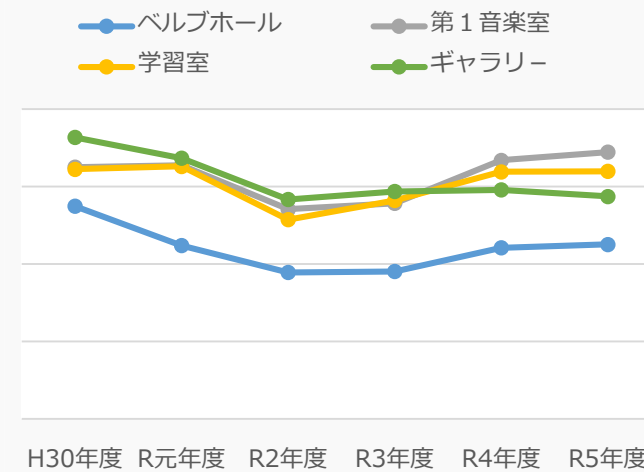
スポーツ施設



関戸公民館



永山公民館

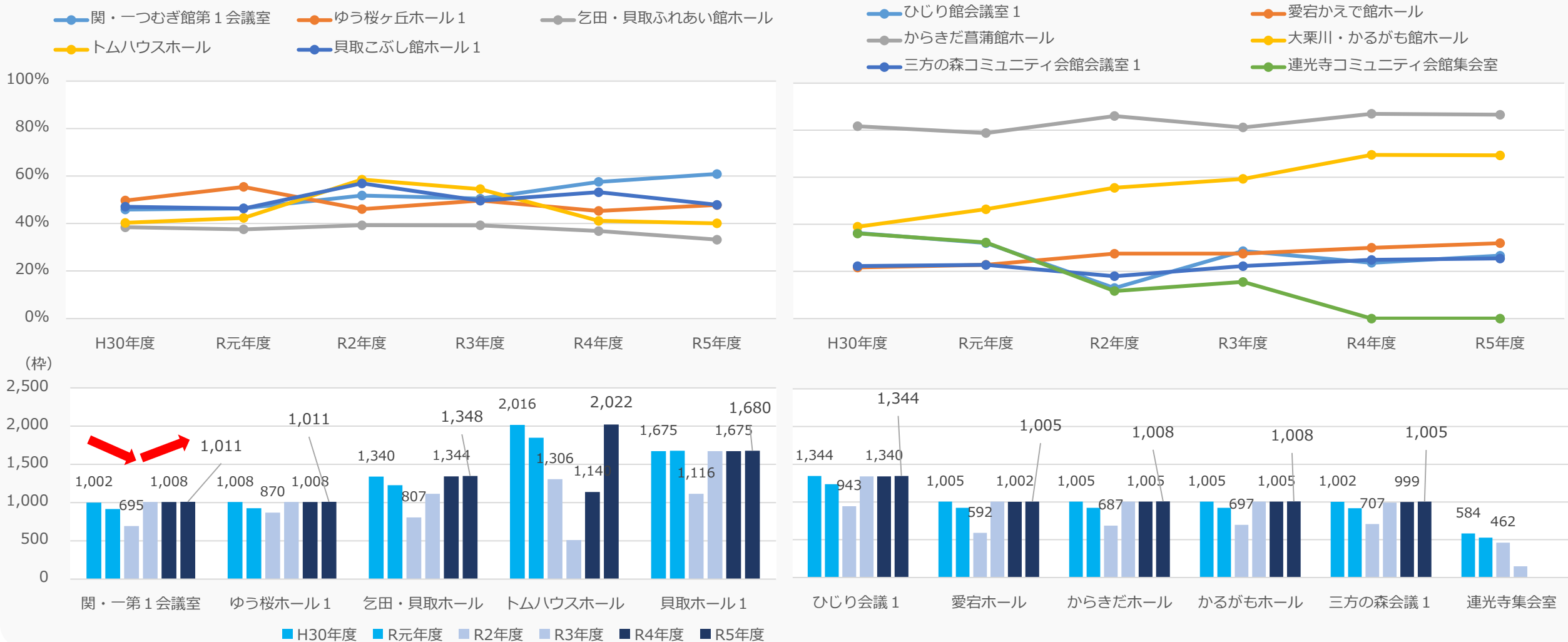


考察等

スポーツ施設ではコロナ禍の稼働率の落ち込みが見受けられなかったが、公民館ではコロナ禍で稼働率の落ち込みが見受けられる。

3. 稼働率等（上段：稼働率、下段：稼働可能枠数 2/2）

コミュニティセンター

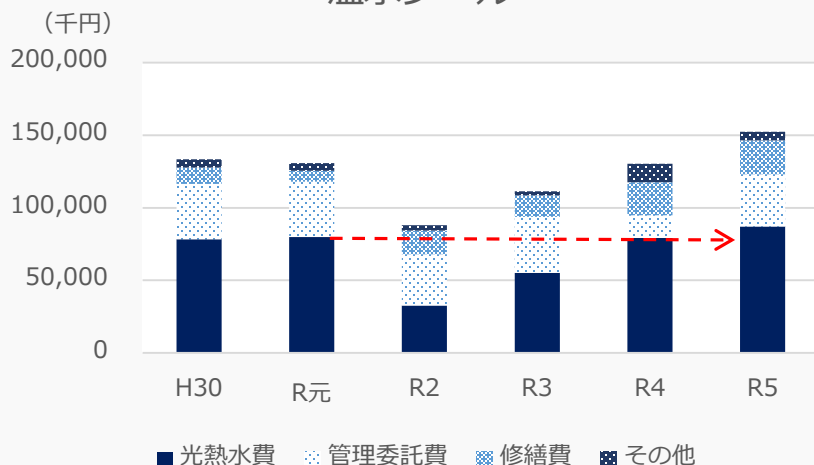


考察等

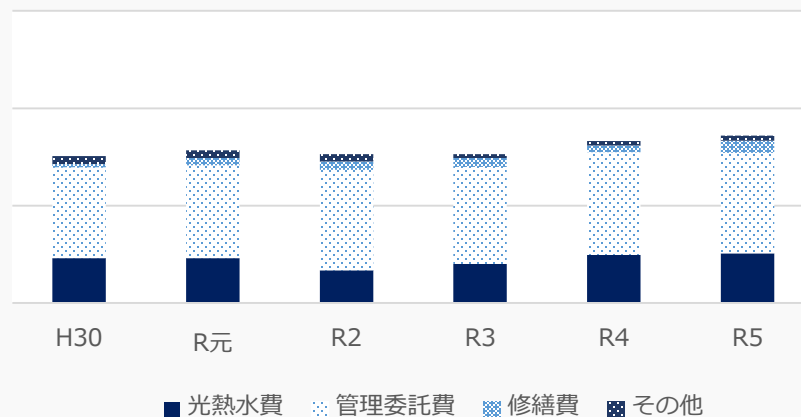
コミュニティセンターの稼働率からはコロナの影響があまり見受けられない。

4. 維持管理経費及び光熱水費 (1/3)

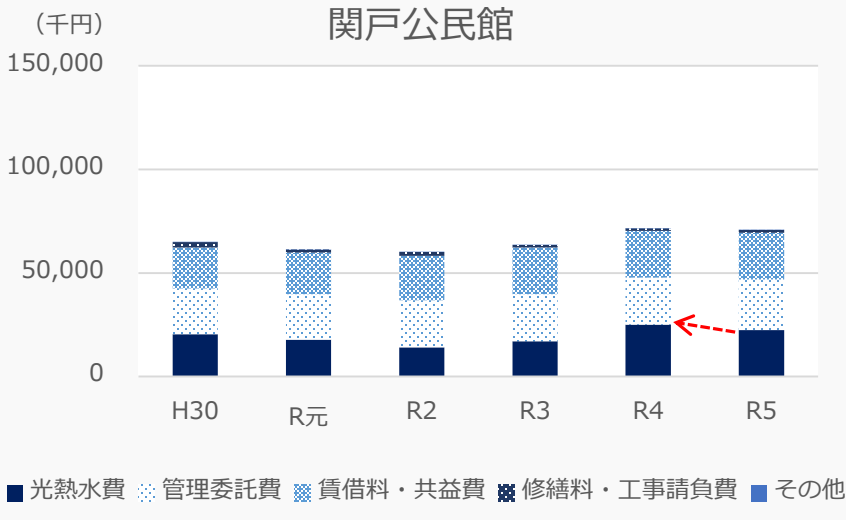
温水プール



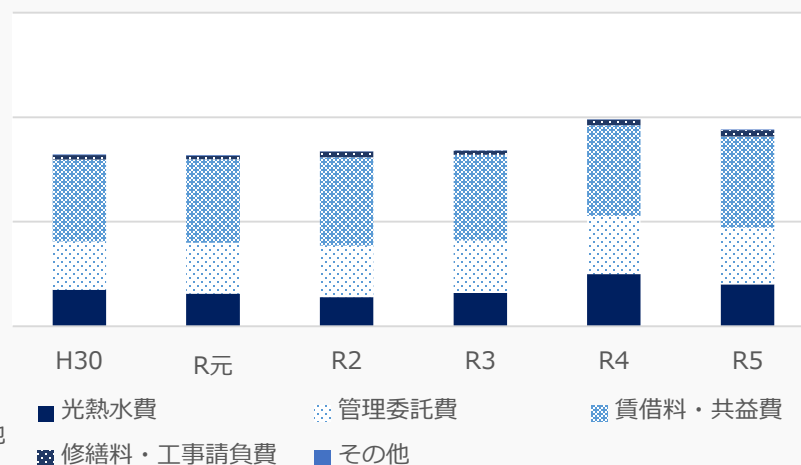
総合福祉センター



関戸公民館

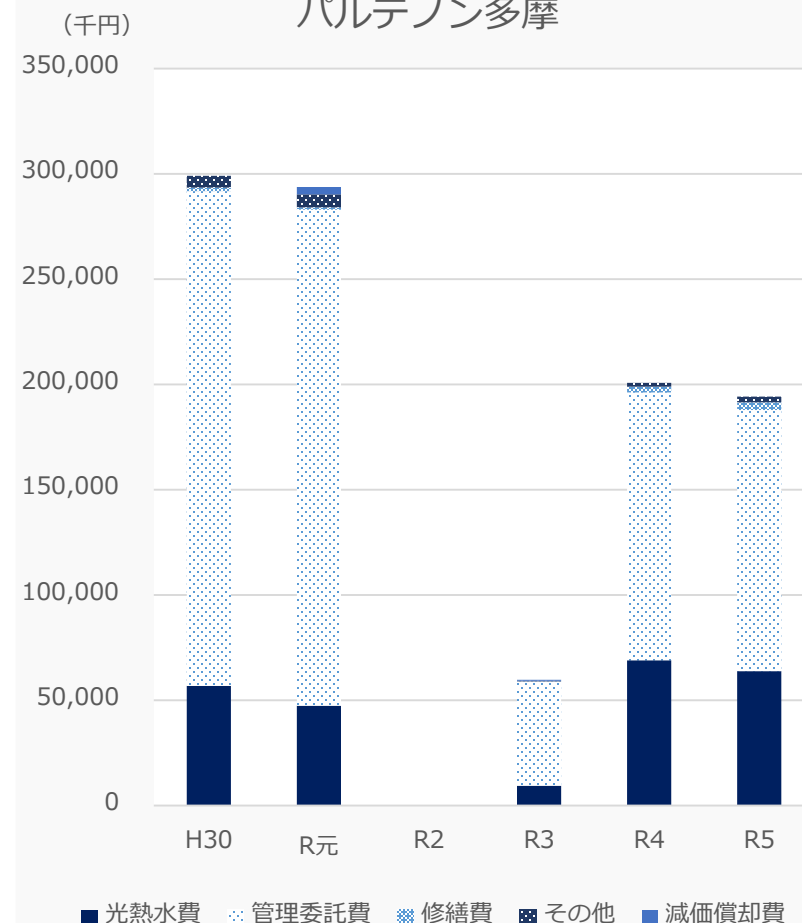


永山公民館



直営施設・指定管理（使用料収入制）は市支出、指定管理（利用料金制）は指定管理者支出のうち、建物及び付随設備等の維持管理にかかる経費の内訳（運営や事業等にかかる経費は除く）を示す。

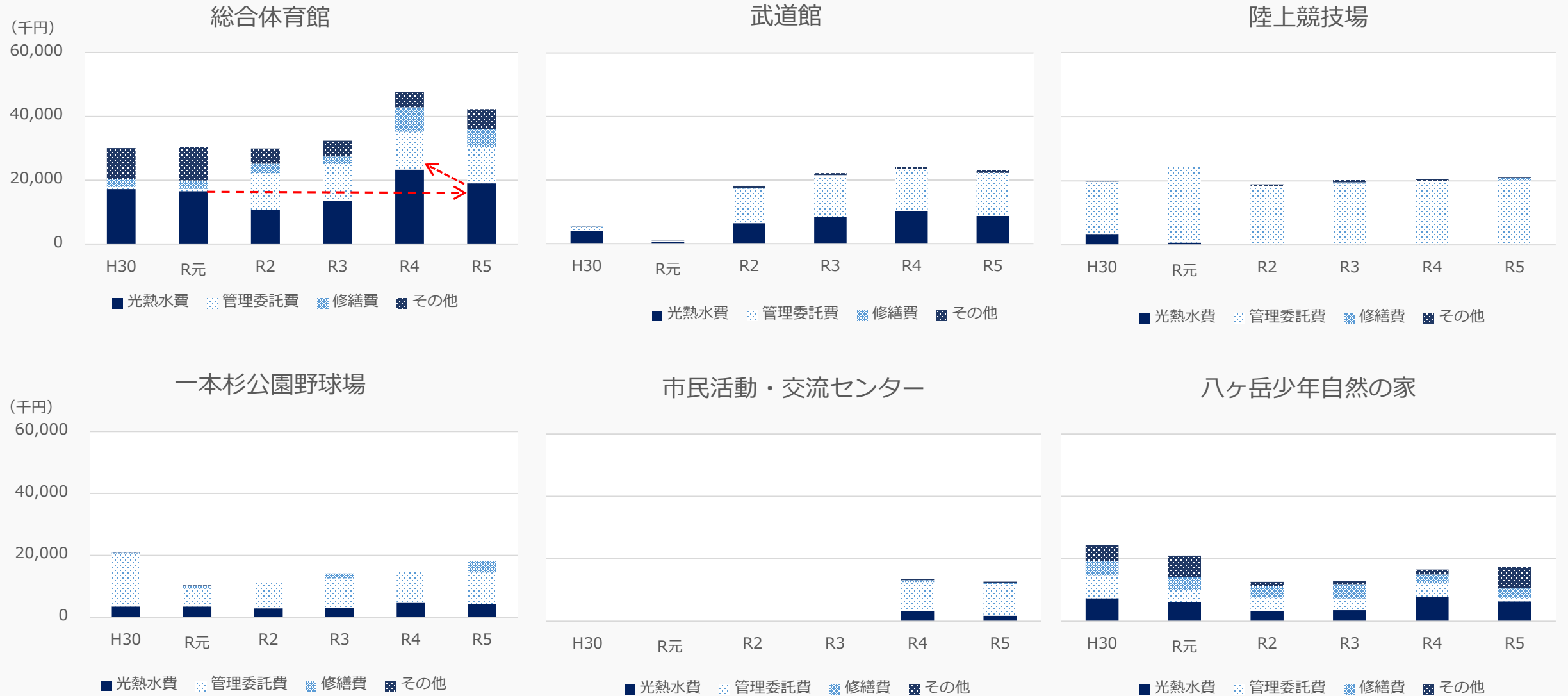
パルテノン多摩



考察等

光熱水費について、令和4・5年度はほぼコロナ禍前の水準に戻ってきている。令和5年度よりも令和4年度のほうがやや高い傾向がみられる。

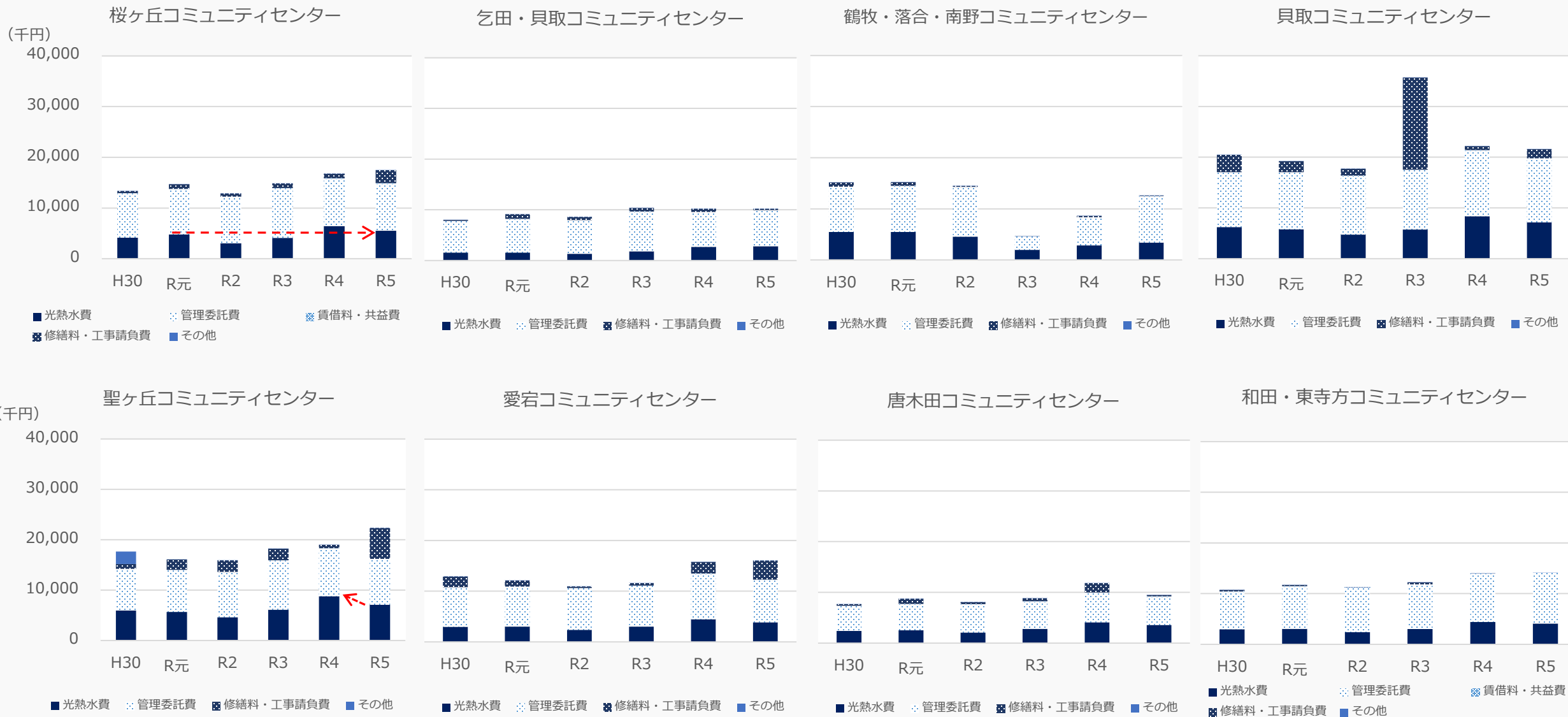
4. 維持管理経費及び光熱水費 (2/3)



考察等

光熱水費について、令和4・5年度はほぼコロナ禍前の水準に戻ってきている。令和5年度よりも令和4年度のほうがやや高い傾向がみられる。

4. 維持管理経費及び光熱水費 (3/3)



考察等

光熱水費について、令和４・５年度はほぼコロナ禍前の水準に戻ってきている。令和５年度よりも令和４年度のほうがやや高い傾向がみられる。

5. 実利用者負担率および達成率

令和2年4月に行った使用料改定時の原価（H27-29平均）と令和4年度の各施設の使用料の収入額から、施設全体でみたときの実利用者負担率と「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」に定められた利用者負担率に対する達成率を以下に示します。

所管	施設	原価（H27-29）	使用料収入（R4）	基本方針の 利用者負担率	基本方針の 利用者負担額	基本方針の 公費負担額	収入過不足額	実利用者 負担率	達成率	備考
		A	B	C	A×C=D	A-D	B-D	B÷A=E	E÷C	
協創推進室	コミュニティセンター	385,060,622	10,755,000	25%	96,265,155	288,795,466	(¥85,510,155)	2.8%	11.2%	使用料収入 ※ 1
	地区市民ホール・コミュニティ会館	44,334,767	1,554,000	25%	11,083,692	33,251,075	(¥9,529,692)	3.5%	14.0%	
スポーツ振興課	温水プール	346,796,406	134,241,010	75%	260,097,305	86,699,102	(¥125,856,295)	38.7%	51.6%	利用料金制 ※ 2
	総合体育館	133,112,019	24,143,420	75%	99,834,014	33,278,005	(¥75,690,594)	18.1%	24.2%	利用料金制
	野球場【一本杉】	24,705,923	13,335,350	75%	18,529,443	6,176,481	(¥5,194,093)	54.0%	72.0%	利用料金制
	野球場【一本杉以外】	5,180,613	3,439,800	75%	3,885,460	1,295,153	(¥445,660)	66.4%	88.5%	利用料金制
	庭球場	25,683,164	39,993,780	75%	19,262,373	6,420,791	¥20,731,407	155.7%	207.6%	利用料金制
	球技場	5,551,692	2,673,520	75%	4,163,769	1,387,923	(¥1,490,249)	48.2%	64.2%	利用料金制
	キャンプ練習場	2,139,032	577,340	75%	1,604,274	534,758	(¥1,026,934)	27.0%	36.0%	利用料金制
	武道館	24,806,957	5,120,110	50%	12,403,479	12,403,479	(¥7,283,369)	20.6%	41.3%	利用料金制
	陸上競技場（管理棟）	14,268,337	909,110	50%	7,134,169	7,134,169	(¥6,225,059)	6.4%	12.7%	利用料金制
	陸上競技場（競技場）	40,859,549	3,525,830	50%	20,429,775	20,429,775	(¥16,903,945)	8.6%	17.3%	利用料金制
	総合福祉センター	240,872,533	192,910	50%	120,436,267	120,436,267	(¥120,243,357)	0.1%	0.2%	利用料金制
公園緑地課	みどりの家・農家風休憩施設	17,838,802	118,000	50%	8,919,401	8,919,401	(¥8,801,401)	0.7%	1.3%	
教育振興課	八ヶ岳少年自然の家	81,153,326	8,038,000	50%	40,576,663	40,576,663	(¥32,538,663)	9.9%	19.8%	利用料金制
	旧聖蹟記念館	10,004,682	12,000	50%	5,002,341	5,002,341	(¥4,990,341)	0.1%	0.2%	
	古民家（旧加藤家・旧富澤家）	13,505,795	42,000	50%	6,752,898	6,752,898	(¥6,710,898)	0.3%	0.6%	
公民館	永山公民館（ホール、諸室、ギャラリー）	67,182,036	10,335,000	50%	33,591,018	33,591,018	(¥23,256,018)	15.4%	30.8%	
	関戸公民館（ホール、諸室、ギャラリー）	72,157,170	8,506,000	50%	36,078,585	36,078,585	(¥27,572,585)	11.8%	23.6%	
平和・人権課	TAMA女性センター	8,802,313	308,000	50%	4,401,157	4,401,157	(¥4,093,157)	3.5%	7.0%	
経済観光課	消費生活センター	29,847,115	1,252,000	50%	14,923,558	14,923,558	(¥13,671,558)	4.2%	8.4%	

※ 1 原価は和田・東寺方コミュニティセンターを含む

※ 2 原価は温水プール部分、ミニスポーツホール、トレーニングルームを含む

達成率が
30%以下は緑色
30～60%以下は黄色
60～100%は赤色

考察等

・庭球場以外の施設は、基本方針で定めている利用者負担率に満たない実負担率となっており、大きな公費負担が発生している。
施設使用料の設定・改定にあたっては、各施設ごとの使用率や各施設ごとにかかっている維持管理コストの現状などを市民と共有しながら進めていくことが必要。
（ただし、減免利用や公用利用が多いなど各施設の利用実態や特性があるため、使用料収入や達成率が低いからといって一概に課題ということとはできない。）

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の 見直しにあたって

6. 過去の見直し等について

（１）公共施設の使用料設定にあたっての基本方針について

- 使用料等審議会の答申を踏まえ、平成17年3月に基本方針を策定し、「使用料の見直しを3年ごと、基本方針の見直しを6年ごと」と定めた。
- 平成29年4月に改めて使用料等審議会の答申を受けて、平成29年5月に基本方針の改訂を行い、使用料の見直しを、「原則4年ごと、基本方針の見直しを8年ごと」に改めた。

平成17年3月	審議会の答申を踏まえて、基本方針を策定
平成23年5月	検討の結果、改訂せずに現行の考え方を継承
平成29年5月	審議会の答申を踏まえ、改訂（現在の基本方針）
令和7年5月（現時点案）	基本方針の更新

（２）公共施設使用料の見直しについて

これまで基本方針に基づいた使用料の見直しを5回行っている。

平成18年7月	無料・減免規定の見直し（使用料改定は未実施）
平成21年4月	①使用料改定（使用料が上がる施設は据え置き、下がるもののみ改定）
平成25年1月、4月	②使用料改定
平成28年4月	③使用料改定
平成30年1月、4月	④定期見直しではないが、前年5月の基本方針改定に伴い、地域施設、八ヶ岳少年自然の家の使用料を改定
令和2年4月	⑤使用料改定
令和6年4月（当初の予定）	※令和4年8月行革本部会議で、使用料の改定は見送ることとし、基本方針の更新後に改定を行うと整理した

7. 使用料を設定している公共施設一覧

※ ●は指定管理者制度導入施設。また、基本方針に定める使用料算定ルールによらない算定方法を認めている施設もすべて含んだ一覧となっている。

施設名	所管課
コミュニティセンター ●	協創推進室
コミュニティ会館	
地区市民ホール	
消費生活センター	経済観光課
パルテノン多摩（複合文化施設） ●	文化・生涯学習推進課
市民活動・交流センター ●	
TAMA女性センター	平和・人権課
総合体育館 ●	スポーツ振興課
武道館・陸上競技場 ●	
温水プール ●	
屋外スポーツ施設（キャンプ練習場含む） ●	
総合福祉センター ●	福祉総務課
駐輪場 ●	道路交通課 交通対策担当

施設名	所管課
公園内施設（みどりの家・農家風休憩施設）	公園緑地課
駐車場（多摩中央公園） ●	
資源化センター	資源循環推進課
学校開放施設	教育振興課 社会教育係
八ヶ岳少年自然の家 ●	
旧多摩聖蹟記念館	教育振興課 文化財係
古民家（旧富澤家・旧加藤家）	
永山公民館	公民館
関戸公民館	
ベルブ永山駐車場 ●	
中央図書館	図書館
関戸図書館	

8. 現在の基本方針（平成29年度改訂版）の概要（1/5）

1. 基本方針の3本の柱

【第1の柱】利用者負担の原則

公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことから、施設を利用する人とししない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくことが必要であると考え、「利用者負担の原則」を基本方針の第1の柱としている。なお、平成29年度の改訂以前は、「受益者負担の原則」という表現を使用してきたが、上記の考え方を広く理解いただくために、「利用者負担の原則」という表現に変更している。

【第2の柱】共通的な算定ルール確立

市民にわかりやすい使用料算定ルールとして、統一的な方法で把握した原価（施設の利用にかかる費用）を、施設の性質別負担率に応じて、利用者と税で分かち合う「基本ルール」を定め、使用料の算定を行うことを原則とすることを第2の柱としている。

（1）基本ルール

使用料の算定は、以下の基本式により行うものとする。

$$\text{使用料の目安} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

【原価と負担のイメージ図】

施設の維持管理・運営にかかる経費		
施設の利用にかかる経費		オープンスペースにかかる経費
←利用者の負担率→	←税による負担率→	
利用者による負担	税による負担	税による負担
← 使用料の目安 →		

催しなどに要
する経費
↑ 除外

8. 現在の基本方針（平成29年度改訂版）の概要（2/5）

（2）原価について

使用料算定に用いる原価は、施設の維持管理や運営等に要した1年分の費用を、【表1】の項目により把握する。ここでいう費用には、施設の維持管理や運営のため直接的に支出した経費のほか、減価償却費などの「資本に関する経費」も含んでいる。「資本に関する経費」については、税負担とすべきとの考え方もあるが、多くの公共施設が整備されている本市では、施設の老朽化による改築や大規模修繕等に伴う経費の増大を見据えながら、こうした経費を含めた税負担と利用者負担とのあり方を考えていく必要があるとの考えから、原価に含めている。

平成29年度の改訂時も、「資本に関する経費」を原価に含めることについて、審議会でも議論となったが、「地方自治体における公会計制度の導入や、本市では下水道事業を公営企業法の適用としたことなどから、資本に関する経費を含めて、施設の維持管理経費をとらえていく視点がさらに必要となると考える」との答申を受け、引き続き、資本に関する経費については原価に含めるものと整理している。

なお、計算にあたっては、施設で行われる催しなどに要する経費については原価から除外する。

【表1】行政コスト計算の手法による費用の項目

区分	項目	説明
施設の維持管理・運営に関する経費	人件費	施設の維持管理や運営に係る職員人件費や退職給与引当金繰入等
	物件費	光熱水費、委託料、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費
	維持補修費	修繕料や、維持補修工事費など施設の維持補修に係る経費
	補助費等	火災保険料、運営上必要となった謝礼金、施設の維持管理・運営に係る補助金など
資本に関する経費	減価償却費	建物等の減価償却費の当該年度分
	公債費（利子分のみ）	当該年度に返済した公債費の利子分
	債務負担行為支出額（利子分のみ）	割賦による土地購入費等に係る債務負担行為支出額の年度利子分

○ 会議室等の利用の場合の原価計算

会議室利用のように、ある一定の部屋（区画）を貸し切りで利用する場合は、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算する。

$$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間} \\ = 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりの原価}$$

○ 個人利用施設の場合の原価計算

温水プール等のように、ある一定の部屋（区画）を、不特定多数の個人が同時に利用する施設は、利用者一人あたりの原価を計算する。

$$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設利用者目標数} = \text{一人あたりの原価}$$

※人件費の算出について、他の業務を持つ場合や、他の施設と併任している場合は、当該施設の維持管理や運営に携わる分のみを算入する。

※併設施設について、施設全体にかかる光熱水費や委託料等がある場合は、当該施設分のみを算入する。

※減価償却費について、取得価額÷耐用年数により算出する。

8. 現在の基本方針（平成29年度改訂版）の概要（3/5）

（3）施設の性質別分類

3つの基準により施設を分類し、分類表により、各施設の性質別負担率を定め、施設ごとの利用者負担率を設定する。

ア 性質別分類の基準

○ 基礎的か基礎以上かによる基準（必要性）

基礎的 (必需的)	高い	I	○市民生活において、最低限必要なサービスを提供するなど、公共性の高い施設
		II	○一定の公益性のもとに、特定の利用者の利便を図る施設
基礎以上 (選択的)	低い	III	○生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービスを提供する施設 ⇒民間企業においても、同様のサービスを提供していることが多い

○ 民間による類似施設の提供の有無による基準（市場性・収益可能性）

民間による 提供なし (非市場的)	低い	ア	○収益性がないまたは極めて低く、民間企業においてはサービス提供がない（困難な）施設
		イ	○収益性が低く、施設の使用料だけでは管理運営費をまかなうことが難しい施設
民間による 提供あり (市場的)	高い	ウ	○相当の収益性があり、施設の使用料をもって、管理運営費をまかなうことが可能な施設

○ 地域施設か全市的な施設かによる基準

地域施設 (地域活動を活性化させる施設)	○コミュニティエリア、小中学校区などのエリアを単位として設置している施設 ⇒当該エリアのコミュニティ形成の拠点であり、利用されることで地域課題の解決などにつながる ⇒地域活動を活性化させる施設
全市的施設 (市内全域的に利用される施設)	○市内に1箇所または駅周辺に設置されているなど、市内全域（市外）を対象としている施設

イ 性質別分類表

民間による類似施設の提供の有無	民間による提供なし(非市場的)	ア	C	【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%	B	【利用者負担】 25% 【税(市民)による負担】 75%	A	【利用者負担】 0% 【税(市民)による負担】 100%
			D	【利用者負担】 75% 【税(市民)による負担】 25%	C	【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%	B	【利用者負担】 25% 【税(市民)による負担】 75%
		イ	E	【利用者負担】 100% 【税(市民)による負担】 0%	D	【利用者負担】 75% 【税(市民)による負担】 25%	C	【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%
	民間による提供あり(市場的)	ウ						
			III		II		I	
			基礎以上(選択的)			基礎的(必需的)		

基礎的か、基礎以上か

ウ 各施設の性質別分類及び利用者負担率

分類	利用者負担率	施設	基本ルールによらない 算定を認める施設
A	0%	児童館 老人福祉館	
B	25%	コミュニティセンター 地区市民ホール コミュニティ会館	
C	50%	公民館(会議室) 消費生活センター TAMA女性センター 総合福祉センター 資源化センター 旧多摩聖蹟記念館 古民家 公園内有料施設	陸上競技場 武道館 ハッピ少年自然の家
D	75%	公民館(ホール・ギャラリー) 温水プール	総合体育館 屋外体育施設 バルテノン多摩 学校開放施設 駐輪場
E	100%		駐車場

※ 条例で使用料を定めていない家庭菜園などの施設は、本基準に準ずるものとします。

8. 現在の基本方針（平成29年度改訂版）の概要（4/5）

（4）基本ルールによらない算定を認める場合の要件

下記の理由により、基本ルールによる算定が相応しくない場合は、例外的に別の方法による算定ができるものとする。

- ア 法令などにより使用料を徴収することができない場合（小中学校、図書館）
- イ 法令などにより算定基準が定められている場合（市営住宅）
- ウ 提供されるサービスの対価による場合（保育園、学童クラブ）
- エ 近隣自治体等の施設や市場価格との均衡により算定する必要性が高い場合
 - ・利用者の適正化を図る
 - ・類似施設との競争力を保つ
 - ・民間施設との整合性を図る
 - ・原価の算出が困難 など

（5）市民・利用者に対する算定のしくみの公表

【第3の柱】無料・減免規定の見直し

無料・減免の規定は、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあることから、平成29年度改訂においては、これまでの無料・減免規定の見直しを図り、減免規定を適用する場合には、市民の皆さんにわかりやすく、誰からみても必要と考えられる範囲に限定することを第3の柱とした。

（1）新しい減免基準

利用者の活動内容等に基づき、減免の基準を規定する。（免除基準は以下のとおり）

- ・公用利用等
- ・市内保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校が利用する場合
- ・過半数が中学生以下の児童・生徒が占める団体または中学生以下の児童・生徒の個人利用の場合
- ・過半数を障がい者が占める団体が利用する場合、または障がい者が個人で利用する場合
- ・その他、市長が限定的に認める特別の事情や理由がある場合

8. 現在の基本方針（平成29年度改訂版）の概要（5/5）

（2）柔軟な使用料設定・利用承認

施設管理者が一定の範囲の中で、柔軟に使用料設定・利用承認ができることとする。

（曜日時間別 割増・割引、早期割引、直前割引、市外割増）

2. 使用料の改定・基本方針の改訂

（1）改定上限率

激変緩和への対応として、現在の使用料額に応じて、改定上限額を設定する。

（2）使用料の単位

平成28年4月の使用料改定から、従来の100円単位から、10円に変更している。

現在の使用料の額	改定上限率
250円以下	100%
250円を超え500円以下	80%
500円を超え1,000円以下	50%
1,000円を超え3,000円以下	40%
3,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

（3）使用料・基本方針の見直し周期

平成29年度の基本方針改訂以前は、使用料は3年ごと、基本方針は6年ごとの見直しとなっていたが、使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、条例改正、利用者・利用団体への周知期間などを考えると、スケジュール的にかなりタイトになっていることから、前回改訂時から、使用料は4年ごと、基本方針は8年ごとの見直ししている。

9. これまでの検討状況 - 令和4年度の庁内検討（抜粋） -

前述（本資料P 3に記載）のとおり、本来であれば、令和6年4月に使用料改定を予定していたが、コロナ禍の影響を踏まえ、算定基礎で用いる施設の利用実績（過去3年間分）を用いることが難しいと判断し、令和6年4月の使用料改定は見送っている。
（3つのパターンで検討し、パターン3を選択）

	パターン1 基本ルールに基づき算定	パターン2 平時の数字を用いて算定	パターン3 改定を据置く
算定基礎	令和元年度から令和3年度の実績数を用いる	コロナ禍で減少した利用時間、利用者数に代えて前回改定時と同様に、平成27年度から平成29年度までの実績数を用いる	—
メリット	・コロナ禍での各施設における感染予防対策等に要した費用を使用料に反映できる ・コロナを要因とする物価上昇等を価格に反映させることができる	・使用料は多くの施設で減少し、利用者の負担を最小限にすることができる ・コロナ禍で要した経費を利用者に負担させることがない	・現行と同様の使用料を維持することができる ・使用料の上げ下げによる市民・職員双方にかかる負担減
デメリット	・多くの施設で使用料の値上げが発生する ・コロナ禍に要した費用について、使用時間の制限に加え、金銭的負担が発生する ・次回改定時に平時の実績に戻った場合、結局パターン2と同等の使用料に改定される可能性がある	・算定基準が実績とは関係がなく、徴収根拠としてあいまいである ・基本ルールの例外を作ることとなる ・基本ルールに基づき算定した場合に徴収できたはずの経費が徴収されない	・基本ルールに基づき算定した場合に徴収できたはずの経費が徴収されない ・基本ルールの例外を作ることとなる ・状況が変わらないおそれがある ・使用料算定のノウハウが断絶するおそれがある
事務局意見	コロナ禍による経費増や利用時間制限等の変動因子の存在のみならず、税収自体が減となっている中で、使用料を実績によらず算定することの根拠が乏しい。改定のたびに使用料を上げ下げすることになるが、基本ルールに基づいているという説明ができる。	平時の数字を用いることは使用料の算定根拠として不十分であることや、基本ルールと異なる算定方法となることから対外的にも説明が難しい	コロナに対する状況は目まぐるしく変化しており、改定のたびに実績に合わせて使用料を大きく上げ下げすることは市民・職員双方に負担となり、望ましくない。一方で基本ルールに基づき算定した場合に得られる使用料収入を失うことに対する説明も難しい。

9. これまでの検討状況 - 令和4年度の庁内検討（抜粋） -

まずは使用料の基本方針を整理し、その後具体的な使用料算定に移ることを確認した。（見直し案②を選択）
その際、コロナ禍の影響を踏まえ、1～2年間の後ろ倒しも視野に入れながら検討することとしており、実際には、令和5年度中の審議会開催は行わず、令和6年度中の審議会開催としている。

	当初予定（コロナ禍前の想定）	見直し案①	見直し案②
使用料 改定時期	令和6年4月	令和8年4月	令和8年4月
算定根拠 （実績値）	令和1～3年度	令和4～5年度	算定根拠は基本的 な考え方で整理
＜参考＞			
基本方針の 更新時期	令和7年5月 〔令和6年度：審議会開催〕	令和9年5月 〔令和8年：審議会開催〕	令和6年5月 〔令和5年度：審議会開催〕

コロナ禍の影響も踏まえ、見直し案②からさらに1年間の後ろ倒しのスケジュールで検討を開始した。

- 【令和6年度中】 審議会の基本方針の見直しについて検討・答申
- 【令和7年夏頃】 基本方針の更新
- 【令和9年10月】 公共施設使用料の改定

※詳細なスケジュールは後述します。

9. これまでの検討状況 - 令和4年度の庁内検討（抜粋） -

令和4年度の庁内検討においては、今回の基本方針の検討にあたっては、以下の視点も考慮していくことを確認している。

.....

1. コロナ禍では施設側が閉館、開館時間の短縮、人数制限などを行っており、
基本ルールが想定していない状況である
2. 現在のルールでは、施設側が利用率を上げる努力をする・しないに関わらず、
利用時間等で機械的に算定している
3. 施設の性質別分類に応じて、利用者負担率を50%などと定めているが、実際の維持管理コストに占める使用料収入の割合は10%に満たない施設もあり、
利用者に使用料の使い道、施設の維持管理にかかるコストに占める割合などを知ってもらうことも必要
4. 基本ルールに基づいた算定をするには、各施設所管課において相当の業務負担がある

10. 基本方針見直しの方向性（事務局改訂案 1/2）

令和4年度の庁内検討のほか、前回改訂からの8年間の社会情勢の変化等を踏まえ、事務局で基本方針の見直しを行い、事務局改訂案を作成した。本審議会では、事務局改訂案をたたき台に多様な視点でご意見をいただき、基本方針の見直しに向けた答申をいただくこととしている。なお、事務局改訂案における主な見直し項目は以下のとおり。（詳細の説明は第2～3回審議会にて行う）

.....

1 時点を踏まえた表記の修正【資料7：全体的に修正】

- 施設名称の変更や前回改訂からの社会情勢の変化などを踏まえ、追記・修正等を行った。

2 施設の年間維持管理経費に関する表記を追記【資料7：5ページ】

- 施設の年間維持管理経費は、直近3ヶ年度の実績の平均を用いることを改めて明記した。（これまでは運用で実施）
ただし、天災や感染症の流行、その他予期せぬ要因により、実績が平年と大幅に乖離していた年度がある場合は、当該年度の実績を原価計算から除外することができるとした（次回使用料改定では、R5、6の2ヶ年度を用いる想定）

3 指定管理者導入施設における取り扱いに関する表記を追記【資料7：8ページ】

- 指定管理者制度導入施設のうち、利用料金制を導入している施設について、本基本方針の見直しの対象となるのは、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例に規定する上限額であり、これら施設の利用料金の設定は、指定管理者が申請し、市が承認することであること、また、利用料金制度導入施設の料金を見直すべき場合は、上限額を見直した上で、指定管理者との協議により指定管理料を見直す必要があることを、改めて明記した。

10. 基本方針見直しの方向性（事務局改訂案 2/2）

4 施設利用状況の公表に関する表記を追記【資料7：8ページ】

- 現行の基本方針でも、施設の維持経費、使用料の算定額・収入額、税金の負担割合について、施設利用者、市民の方にあまり知られていないことから、これらを公表するしくみをつくり、使用負担の理解を得られることとするといった考え方を規定しているが、これまで具体的な取組ができていなかったことから、具体策を引き続き検討するとともに、**各施設の利用状況についても公表するしくみを講じていく旨を追記した。**

5 第3の柱を「無料・減免規定の見直し」から、「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」に修正【資料7：9-11ページ】

- 団体利用における減免基準を緩和（構成員の「過」半数 ⇒ 構成員の半数）
- 施設利用者のご要望等を踏まえ、**会議室やスタジオの「個人利用」も認める考え方を明記**
（現行の基本方針でも、「できる規定」で記載があるが、施設の有効管理の視点から、施設の状況に応じて柔軟に使用料を設定するよう、積極的な検討を行うこととした。）
- **市外利用・営利等加算の考え方を整理し、原則的な考え方として加算**することを明記
（現行の基本方針では、「できる規定」だが、市外利用者や営利利用者の利用コストを市税（市民）で負担することは適切ではないとの考えから、市外利用・営利等利用は原則として加算すべきとした。）
- ハード検討との関係性に関する表記を追記
（**設置目的や施設特性等を鑑みても、極端に利用が少ない施設については、原因分析の上で利用率向上のため、適切な対応に努めることし、その上で、状況改善が見られない場合には、将来的には、施設の利用率をひとつの目安としたハード面の検討（各施設の機能・サービスの転換等）を行っていく考え方を記載した。**）

6 付帯設備（備品等）の使用料設定に関する表記を追記【資料7：13ページ】

11. 使用料等審議会の進め方について（予定）

●令和6年度使用料等審議会の進め方・スケジュール（予定）

開催時期	主な議題・検討箇所など	備考
第1回 (11月28日)	● 諮問・会長の選出 ● 審議会の進め方について ● 事務局改訂案の概要説明	
第2回 (12月～1月)	● 第1の柱「利用者負担の原則」について ● 第2の柱「共通的な算定ルールの確立」について	● 事務局から現行の基本方針からの変更点を中心に説明を行い、ご意見を伺う。
第3回 (1月～2月)	● 第3の柱「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」について ● その他事項について	
第4回 (2月～3月)	● 第2～3回における意見を踏まえた見直し案について	● 過去2回の審議で出された意見を踏まえて、事務局から見直し案の提示を行い、全体を通して再検討する。
第5回 (3月～4月)	● 答申の決定 ● 市長への答申	● 見直し案に出された意見を踏まえ、微修正を行い、答申をいただく。

12. 使用料等審議会の進め方について（予定）

